

平成18年6月7日

株 主 各 位

東京都品川区東品川一丁目39番9号
NECネットエスアイ株式会社
代表取締役社長 馬 場 征 彦

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川一丁目39番9号 当社本社 2階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第74期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならび
に会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告
の件
 2. 第74期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第74期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」
（28頁から39頁まで）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

以 上

議決権行使についてのご案内

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、次のとおり同封の議決権行使書用紙をご送いただくか、またはインターネットにより議決権をご行使ください。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月28日（水曜日）までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

なお、議案に対する賛否のご表示がないときは会社提案に「賛」として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使

- (1) パソコンまたは携帯電話を用いて当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成18年6月28日（水曜日）までに議案に対する賛否をご登録ください。

[議決権行使サイトURL]


※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。
なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上が必要となります。
- (6) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種が必要となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

（株主名簿管理人） 住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-186-417（24時間受付）

添付書類

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、地方経済において回復に遅れが見られるものの、企業業績の改善に伴い設備投資が増加しているほか、個人消費や雇用環境が改善するなど、全般的には景気は回復基調で推移しております。

当社グループをとりまく事業環境は、通信事業者においては、加入者獲得に向けた通信サービスの拡充やネットワーク網の整備への設備投資が移動体通信事業者を中心に増加するなど堅調でありましたが、一部事業者で大型投資の一巡や期ズレ等が見られます。また、一般企業においては、地方企業のネットワーク関連投資の顕在化の遅れが見られたものの、ネットワーク環境の高度化や経営効率の向上を目的としたIPテレフォニー化をはじめとしたネットワーク関連投資は概ね堅調に推移いたしました。さらにアウトソーシングサービスの導入のほか、近年、情報漏洩対策や個人情報保護を目的としたトータルセキュリティシステムの導入が拡がりつつあります。

このような事業環境のなかで当社グループは、グループの強みである全国対応営業力、SE力、システムインテグレーション力、ソフトウェア開発力、さらに200ヶ所の全国保守対応力を迅速かつ有機的に連携し、お客様ニーズを具現化する営業・提案活動の強化を図ってまいりました。また、平成17年6月1日に連結子会社化した東洋ネットワークシステムズ株式会社の経営の立ち上げや新規分野への展開、マーケットの共有などを含めたグループ全体の収益力強化、事業の拡大、発展に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、連結受注高は2,233億83百万円（前期比7.7%増）となりました。これは、ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業において、国内民需を中心に堅調に推移したことに加え、東洋ネットワークシステムズ株式会社が新たに当連結会計年度より加わったことによるものであります。市場別では、通信事業者については、一部事業者において大型投資が一巡したものの、移動体通信事業者において通話品質や顧客サービス向上に向けた基地局整備への設備投資が拡大したことにより増加いたしました。一般企業については、地方企業向けは伸び悩んだものの、営業・提案活動に全力で取り組んだ結果、金融業や製造業を中心にネットワークや情報システムの更新などが堅調に推移いたしま

した。また、ネットワークシステム構築に伴う保守やアウトソーシングサービスが一般企業、通信事業者向けともに増加いたしました。

連結売上高につきましては、受注同様の要因により、2,136億72百万円（前期比7.6%増）となりました。

連結営業利益につきましては、連結売上高の増加および原価低減活動等の推進により原価率が改善したことから、60億56百万円（前期比25.9%増）、連結経常利益につきましては、59億82百万円（前期比25.9%増）となりました。連結当期純利益につきましては、26億9百万円（前期比113.5%増）となりましたが、これは経常利益の改善および前期に特別損失として計上していた退職給付会計基準変更時差異（21億38百万円）が、平成17年3月期にて5年間の償却処理が終了したことなどによるものであります。

事業の種類別セグメントにつきましては以下のとおりであります。

（ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業） 当連結会計年度の受注高は1,184億10百万円（前期比31.5%増）、売上高は1,169億97百万円（前期比36.4%増）となりました。受注高が前期比31.5%、金額にして283億30百万円増加している主な要因は、一般企業向けの新規ネットワークシステム（V o I P対応のシステムなど）や既存システムの見直し案件が堅調であったこと、またこれに伴いネットワークの運用やアウトソーシングなどのサポートサービス分野が国内の一般企業や通信事業者のほか、海外の通信事業者において堅調であったことによるものであります。さらに、平成17年6月1日に当社の連結子会社となった東洋ネットワークシステムズ株式会社において、新札対応需要が継続したことに伴い券売機関連が堅調であったほか、貨幣処理応用システム関連の新商品が好調であったことなどによるものであります。売上高が前期比36.4%、金額にして312億11百万円増加している主な要因は、受注と同様、一般企業向けのネットワークシステム構築や、その運用・保守等のサポートサービスが増加したこと、東洋ネットワークシステムズ株式会社の業績が堅調であったことによるものであります。

（通信工事業） 当連結会計年度の受注高は684億62百万円（前期比9.6%減）、売上高は637億65百万円（前期比9.4%減）となりました。受注高が前期比9.6%、金額にして72億41百万円減少している主な要因は、移動体通信事業者向けの基地局構築や地方自治体向けの地域情報ネットワーク構築などが増加したものの、CATVを含む放送事業者向けの放送システム構築や海外向けの受注が前年同期に受注した大型プロジェクトの反動で減少したこと等によるものであります。売上高が前期比9.4%、金額にして66億39百万円減少している主な要因は、受注と同様に移動体基地局構築が増加した一方、前期に受注したCATV事業者向けの大型物件の反動減によるものであります。

(機器等販売事業) 当連結会計年度の受注高は365億10百万円(前期比12.4%減)、売上高は329億9百万円(前期比22.4%減)となりました。受注高が前期比12.4%、金額にして51億65百万円減少している主な要因は、金融業向けの新札対応のための情報端末機器の需要が一巡したことなどによるものであります。売上高が前期比22.4%、金額にして95億25百万円減少している主な要因は、受注高とほぼ同様の要因によるものであります。

(2) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は引き続き緩やかな回復が継続するものと思われませんが、先行きにつきましては、原油価格の高騰や金利の上昇などの影響が懸念されます。

当社グループの事業領域においては、国内民需につきましては、通信事業者や一般企業のネットワーク関連投資は引き続き堅調に推移するものと予想されますが、地方企業のネットワーク関連投資の遅れや一部の通信事業者や金融機関、CATV事業者などで大型投資が一巡した影響のほか、一層競争環境が激化するものと見込まれます。また、移動体通信市場への新規参入事業者の動向につきましては、なお不透明な状況であります。

このような事業環境に対応すべく当社グループといたしましては、市場対応力、競争力の強化を図り、拡大が見込まれるネットワーク事業領域において事業の更なる発展を目指してまいります。具体的には、ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業領域におきましては、民需マーケットを中心としたIPネットワーク関連事業を積極的に展開してまいります。また、東洋ネットワークシステムズ株式会社およびNECテレネットワークス株式会社の連結子会社化により、両社の有するノウハウ、技術、マーケット、人材等と、当社の特徴であるシステムインテグレーション力、ソフトウェア開発力、全国営業力、全国保守力を有機的に連携し、シナジー効果を最大限に発揮することにより、ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業領域における競争力をより一層強化すると同時に、事業の効率化を図り、グループ全体の収益拡大、事業の更なる発展を目指してまいります。通信工事事業領域におきましては、引き続き原価低減を推進するとともに、マネジメント力を含めたプロジェクト対応力の強化や工事品質の更なる改善を図ってまいります。

加えて、厳しい競争環境に対応するため、総合コスト改革の取り組みを強化するとともに、人的効率の向上や経費の効率化の推進によるコスト競争力の一層の強化に努める所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成14年度 第 71 期	平成15年度 第 72 期	平成16年度 第 73 期	平成17年度 第74期(当期)
受 注 高(百万円)	203,038	196,123	207,460	223,383
売 上 高(百万円)	202,419	194,012	198,625	213,672
経 常 利 益(百万円)	4,745	4,376	4,750	5,982
当 期 純 利 益(百万円)	1,512	500	1,222	2,609
1株当たり当期純利益(円)	33.93	10.87	28.24	60.56
総 資 産(百万円)	116,289	118,416	123,935	134,911
純 資 産(百万円)	51,822	50,971	51,704	54,017

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成14年度 第 71 期	平成15年度 第 72 期	平成16年度 第 73 期	平成17年度 第74期(当期)
受 注 高(百万円)	193,693	190,555	201,697	200,932
売 上 高(百万円)	193,792	188,403	192,447	191,135
経 常 利 益(百万円)	4,910	4,210	4,406	5,035
当 期 純 利 益(百万円)	1,041	455	1,121	2,167
1株当たり当期純利益(円)	23.00	9.80	25.85	50.58
総 資 産(百万円)	113,102	115,923	121,627	124,734
純 資 産(百万円)	50,939	50,072	50,738	52,332

2. 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、システムインテグレーターとして、主要な事業領域であるネットワーク関連分野を中心としたトータルシステムの企画・コンサルティング、設計、構築、保守、ネットワーク運用・監視、アウトソーシングサービスの提供ならびにネットワークコミュニケーション機器等の製造、販売を展開しております。

(2) 企業集団の主要な営業所

① 当社

本 社	東京都品川区東品川一丁目39番9号	
支社・支店	関西支社（大阪市） 北海道支店（札幌市） 東北支店（仙台市） 北関東支店（さいたま市） 千葉支店（千葉市） 神奈川支店（横浜市） 信越支店（新潟市） 静岡支店（静岡市）	中部支店（名古屋市） 北陸支店（金沢市） 京滋支店（京都市） 神戸支店（神戸市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市） 九州支店（福岡市）

② 子法人等

会 社 名	本社所在地
NEC ネットズ エス アイ ・ エンジニアリング 株式会社	東京都品川区
NEC ネットズ エス アイ ・ サービス 株式会社	東京都千代田区
株式会社 ネシック アセレント	東京都大田区
東洋 ネットワーク システムズ 株式会社	神奈川県川崎市
トーヨー アルファ ネット 株式会社	神奈川県高座郡寒川町
NESIC BRASILE S/A	ブラジル国サンパウロ市
NESIC (Thailand) Ltd.	タイ国バンコク市
NESIC PHILIPPINES, INC.	フィリピン国マニラ市
P. T. NESIC BUKAKA	インドネシア国ジャカルタ市
耐希克（广州）有限公司	中国広州市
TNS Europe GmbH	ドイツ国ケルン市

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数	100,000,000株
② 発行済株式の総数	43,069,207株
③ 1単元の株式数	100株
④ 株主数	13,752名
⑤ 大株主	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況 持 株 数 (議 決 権 比 率)		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況 持 株 数 (出 資 比 率)	
	千株	(%)	千株	(%)
日 本 電 気 株 式 会 社	11,291	(27.07)	—	(—)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(住友信託銀行再信託分・ 日本電気株式会社 退職給付信託口)	6,400	(15.34)	—	(—)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	5,065	(12.14)	—	(—)
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,547	(6.11)	—	(—)
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,200	(2.88)	—	(—)
NECネットエスアイ従業員持株会	819	(1.97)	—	(—)
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信 託 A 口)	540	(1.30)	—	(—)
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信 託 B 口)	465	(1.12)	—	(—)
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュートリートフォリオ	441	(1.06)	—	(—)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	440	(1.06)	—	(—)

(注) 当社は、自己株式1,115,407株(実質的に保有していない株式200株を含む)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(4) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業 通信工事事業 機器等販売事業	名 4,739	名 701
全社共通	158	△ 3
合計	4,897	698

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社グループは、事業の種類ごとの経営組織体系を有しておらず、同一の部門が複数の事業の種類に従事しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,913 名	36 名	39.1 才	13.9 年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(5) 主な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する 当社株式の数	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社三井住友銀行	2,750	—	—
住友生命保険相互会社	2,000	161	0.39
住友信託銀行株式会社	1,850	0	0.00
第一生命保険相互会社	1,000	40	0.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	650	—	—

(6) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式

普通株式 9,160株

取得価額の総額 11,537千円

② 処分株式

普通株式 868株

処分価額の総額 1,047千円

③ 決算期における保有株式

普通株式 1,115,207株

(7) 企業結合の状況

① 親会社との関係

会社名	当社株式の議決権比率	関係内容
日本電気株式会社	42.41%	当社は同社に対して、ネットワークソリューション領域を中心としたトータルシステムの提供ならびに保守、ネットワーク運用・監視、アウトソーシング等のサポートサービスを提供しております。

(注) 1. 日本電気株式会社は財務諸表等規則による親会社であります。上記の議決権比率は、日本電気株式会社が退職給付信託として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社 退職給付信託口)に拠出している当社株式 6,400千株を含んで算出しております。

2. 日本電気株式会社との取引高は以下のとおりであります。

売上高	58,220百万円
仕入高	44,739百万円

② 子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NEC ネットエスアイ・エンジニアリング株式会社	百万円 50	% 100	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
NEC ネットエスアイ・サービス株式会社	百万円 60	% 100	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
株式会社ネシックアセレント	百万円 20	% 100	通信工事事業
東洋ネットワークシステムズ株式会社	百万円 400	% 100	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
トーヨーアルファネット株式会社	百万円 20	% 100	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
NESIC BRASIL S/A	千リアル 10,186	% 72.82	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
NESIC (Thailand) Ltd.	百万バーツ 20	% 49.00	通信工事事業
NESIC PHILIPPINES, INC.	百万ペソ 50	% 100	通信工事事業
P. T. NESIC BUKAKA	百万ルピア 2,067	% 60.00	通信工事事業
耐希克(广州)有限公司	千元 6,624	% 100	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
TNS Europe GmbH	千ユーロ 50	% 100	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業

③ 企業結合の成果

「1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(8) 取締役および監査役

氏 名	会社における地位	担当または主な職業
馬場 征彦	代表取締役社長	社長*
木原 英晃	代表取締役	副社長* (総務、コンプライアンス推進、人事、情報システム、施工革新推進、資材関係重要事項企画、経理、CS品質推進担当)
原田 貞夫	取締役	常務*兼地域事業本部長
山崎 幸雄	取締役	常務* (カスタマーエンジニアリング事業関係重要事項) 兼 S I & サービス事業本部長
三輪 宏	取締役	常務*兼営業統括本部長
瀧澤 三郎	取締役	日本電気㈱取締役執行役員常務
木下 均	監査役(常勤)	
富岡 憲一	監査役(常勤)	
的井 保夫	監査役	日本電気㈱取締役執行役員常務
新野 哲二郎	監査役	日本電気㈱ブロードバンドソリューション企画本部長代理

- (注) 1. 平成17年6月29日開催の第73期定時株主総会において、新たに三輪 宏氏および瀧澤三郎氏は取締役役に、また、富岡憲一氏は監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。
2. 取締役 瀧澤三郎氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役 的井保夫氏および監査役 新野哲二郎氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. ※印は当社における執行役員の役職であります。
5. 当期中の退任取締役および退任監査役

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日(退任事由)
渡 邊 浩	取 締 役	平成17年6月29日(任期満了)
坂 倉 綱 俊	監 査 役 (常 勤)	平成17年6月29日(任期満了)

(9) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7 名	110百万円
監 査 役	5 名	31百万円
合 計	12 名	141百万円

- (注) 1. 平成17年6月29日に退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 上記のほか、退任取締役1名に対し8百万円、退任監査役1名に対し4百万円の退職慰労金を支払っております。

(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	32百万円
2. 上記1. の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	32百万円
3. 上記2. の合計額のうち当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	32百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記3. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、サポートサービス事業全体の効率化、ネットワークインテグレーション事業分野の拡大と成長を目的として、平成17年12月15日付けで、NECテレネットワークス株式会社が当社の完全子会社となる株式交換契約を締結し、平成18年4月1日に株式交換を行いました。

(1) 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、NECテレネットワークス株式会社を完全子会社といたしました。

(2) 株式交換の方法

商法第352条ないし商法第363条に定める方法により株式交換を行いました。

(3) 株式交換の日

平成18年4月1日

(4) 株式交換に際して割当交付する株式

当社は、株式交換に際して、株式交換の日の前日における最終のNECテレネットワークス株式会社の株主名簿に記載された株主（日本電気株式会社）に対し、その所有するNECテレネットワークス株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式26,051株の割合をもって割当交付を行いました。

割当交付する株式は当社が有する自己株式のうちの1,110,700株に加え、新規に発行する普通株式6,704,600株（合計7,815,300株）により行いました。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	113,119	流動負債	60,760
現金及び預金	9,910	支払手形及び買掛金	43,594
受取手形及び売掛金	82,656	短期借入金	3,800
たな卸資産	16,744	未払法人税等	2,060
繰延税金資産	3,045	前受金	4,156
その他	1,977	受注損失引当金	24
貸倒引当金	△ 1,214	その他	7,123
固定資産	21,791	固定負債	19,524
有形固定資産	7,760	長期借入金	5,000
建物及び構築物	3,151	退職給付引当金	14,353
機械装置及び運搬具	60	役員退職慰労引当金	130
工具器具及び備品	1,841	その他	40
土地	2,422	負債合計	80,285
建設仮勘定	283	(少数株主持分)	
その他	2	少数株主持分	608
無形固定資産	3,226	(資本の部)	
投資その他の資産	10,804	資本金	13,122
投資有価証券	1,164	資本剰余金	12,622
繰延税金資産	6,405	利益剰余金	29,413
その他	3,368	その他有価証券評価差額金	150
貸倒引当金	△ 134	為替換算調整勘定	△ 370
資産合計	134,911	自己株式	△ 920
		資本合計	54,017
		負債、少数株主持分及び資本合計	134,911

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	213,672
売 上 原 価	187,113
売 上 総 利 益	26,559
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	20,502
営 業 利 益	6,056
営 業 外 収 益	414
受 取 利 息 配 当 金	38
そ の 他 営 業 外 収 益	375
営 業 外 費 用	488
支 払 利 息	93
そ の 他 営 業 外 費 用	394
経 常 利 益	5,982
特 別 損 失	451
社 名 変 更 費 用	159
固 定 資 産 売 却 損	154
た な 卸 資 産 整 理 損 失	138
税金等調整前当期純利益	5,530
法人税、住民税及び事業税	2,804
法 人 税 等 調 整 額	66
少 数 株 主 利 益	50
当 期 純 利 益	2,609

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数……………11社

(2) 連結子法人等の名称……………N E C ネットズエスアイ・エンジニアリング㈱

N E C ネットズエスアイ・サービス㈱

㈱ネシックアセレント

東洋ネットワークシステムズ㈱

トーヨーアルファネット㈱

NESIC BRASIL S/A

NESIC (Thailand) Ltd.

NESIC PHILIPPINES, INC.

P. T. NESIC BUKAKA

耐希克（广州）有限公司

TNS Europe GmbH

1. 東洋ネットワークシステムズ株式会社は、平成17年6月の株式取得に伴い、同社の子会社であるトーヨーアルファネット株式会社とともに、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 日本電気システム建設エンジニアリング株式会社はN E C ネットズエスアイ・エンジニアリング株式会社に、日本電気システム建設メディアサービス株式会社はN E C ネットズエスアイ・サービス株式会社にそれぞれ商号変更しております。

3. 東洋ネットワークシステムズ株式会社の子会社であるTNS Europe GmbHは、平成17年10月の設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子法人等の名称……………NESIC CHILE S. A.

(連結の範囲から除いた理由)

営業規模が小さく、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等の数……………なし

(2) 持分法を適用しない非連結子法人等の名称……………NESIC CHILE S. A.

(持分法を適用しない理由)

当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額については、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

機器及び材料

機 器……………移動平均法による原価法

主材料……………移動平均法による原価法

副材料……………総平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

仕 掛 品……………個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………主として定率法を採用しており、一部の貸与資産ならびに一部の在外連結子会社については、定額法を採用しております。
- (2) ソフトウェア……………市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

5. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金……………従業員等の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務の額の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

- (3) 役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
- (4) 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、受注損失引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

（追加情報）

手持受注契約のうち当連結会計年度末で損失の発生が見込まれる受注契約が発生したため、当連結会計年度より損失が見込まれる受注契約に係る損失見込額を引当計上しております。この結果、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ24百万円少なくな計上されております。

6. 収益の計上基準……………売上高の計上は引渡し基準によっておりますが、当社でのシステムインテグレーション事業（契約金額1億円以上）については進行基準、在外連結子法人等（一部を除く）での工事については工事進行基準により計上しております。
7. リース取引の処理方法…リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、一部の在外連結子法人等については、通常の売買取引に準じた会計処理を行っております。
8. ヘッジ会計の方法……………原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。
9. 消費税等に相当する額の会計処理……………税抜方式によっております。
10. 連結子法人等の資産および負債の評価の方法…全面時価評価法によっております。
11. 連結調整勘定の償却の方法および期間……………連結調整勘定の償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。
12. 利益処分項目等の取扱いに関する事項……………連結会計年度中に確定した利益処分または損失処理に基づいております。
13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。なお、同会計基準および適用指針適用に伴う損益への影響はありません。

(追加情報)

保守用備品については、従来「工具器具及び備品」に計上しておりましたが、ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業の拡大に伴い、金額的重要性が増したことから、「たな卸資産」に計上することとし、当連結会計年度より「たな卸資産」に振替を行っております。

振替を行った資産	
「工具器具及び備品」	1,750百万円

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産	なし
2. 有形固定資産の減価償却累計額	8,971百万円
3. 保証債務	236百万円

(連結損益計算書関係)

1. 1株当たり当期純利益	60円56銭
2. 「固定資産売却損」の内訳	土地 154百万円
3. 「たな卸資産整理損失」は、市場および技術の急激な変化により陳腐化したたな卸資産を一括整理したものであります。	

(重要な後発事象)

当社は、サポートサービス事業全体の効率化、ネットワークインテグレーション事業分野の拡大と成長を目的として、平成17年12月15日付けで、NECテレネットワークス株式会社が当社の完全子会社となる株式交換契約を締結し、平成18年4月1日に株式交換を行いました。

1. 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、NECテレネットワークス株式会社を完全子会社といたしました。

2. 株式交換の方法

商法第352条ないし商法第363条に定める方法により株式交換を行いました。

3. 株式交換の日

平成18年4月1日

4. 株式交換に際して割当交付する株式

当社は、株式交換に際して、株式交換の前日における最終のNECテレネットワークス株式会社の株主名簿に記載された株主（日本電気株式会社）に対し、その所有するNECテレネットワークス株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式26,051株の割合をもって割当交付を行いました。割当交付する株式は当社が有する自己株式のうちの1,110,700株に加え、新規に発行する普通株式6,704,600株（合計7,815,300株）により行いました。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月24日

NEC ネットエスアイ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 吉村 貞彦 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 浜田 正継 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、NEC ネットエスアイ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第74期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いNEC ネットエスアイ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、連結計算書類に注記されているNEC テレネットワークス株式会社との株式交換に関する後発事象は、次期以降のNEC ネットエスアイ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第74期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年4月25日

NEC ネットズエスアイ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 木 下 均 ㊟

監査役(常勤) 富 岡 憲 一 ㊟

監査役 的 井 保 夫 ㊟

監査役 新 野 哲 二 郎 ㊟

(注) 監査役 的井保夫および監査役 新野哲二郎は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	101,503	流動負債	54,865
現金及び預金	7,833	支払手形	2,314
受取手形	1,429	買掛金	36,459
売掛金	75,167	短期借入金	3,750
機器及び材料	3,489	未払費用	2,972
仕掛品	10,340	未払法人税等	1,814
繰延税金資産	2,583	前受金	3,708
その他流動資産	1,863	受注損失引当金	24
貸倒引当金	△ 1,204	その他流動負債	3,820
固定資産	23,231	固定負債	17,537
有形固定資産	7,343	長期借入金	5,000
建物・構築物	3,101	退職給付引当金	12,449
機械・運搬具	20	役員退職慰労引当金	87
工具器具・備品	1,524	負債合計	72,402
土地	2,422	(資本の部)	
建設仮勘定	274	資本金	13,122
無形固定資産	2,019	資本剰余金	12,622
ソフトウェア	1,912	資本準備金	12,622
その他無形固定資産	106	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	13,869	自己株式処分差益	0
投資有価証券	5,432	利益剰余金	27,357
長期貸付金	2	利益準備金	546
長期保証金	2,392	任意積立金	23,941
繰延税金資産	5,385	固定資産圧縮積立金	1
その他投資等	785	別途積立金	23,940
貸倒引当金	△ 129	当期未処分利益	2,868
資産合計	124,734	<small>その他有価証券評価差額金</small>	150
		自己株式	△ 920
		資本合計	52,332
		負債資本合計	124,734

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	191,135
売 上 原 価	168,153
売 上 総 利 益	22,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,826
営 業 利 益	5,154
営 業 外 収 益	329
受 取 利 息 配 当 金	34
そ の 他 営 業 外 収 益	294
営 業 外 費 用	448
支 払 利 息	89
そ の 他 営 業 外 費 用	359
経 常 利 益	5,035
特 別 損 失	451
社 名 変 更 費 用	159
固 定 資 産 売 却 損	154
た な 卸 資 産 整 理 損 失	138
税 引 前 当 期 純 利 益	4,584
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,417
法 人 税 等 調 整 額	△ 0
当 期 純 利 益	2,167
前 期 繰 越 利 益	994
中 間 配 当 額	293
当 期 未 処 分 利 益	2,868

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算末日の市場価格等に基づく時価法 評価差額については、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法 投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

機器及び材料	
機器	移動平均法による原価法
主材料	移動平均法による原価法
副材料	総平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法
仕掛品	個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	主として定率法を採用しており、一部の貸与資産については、定額法を採用しております。
ソフトウェア	市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員等の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務の額の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。 (会計方針の変更) 当期より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、受注損失引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。 (追加情報) 手持受注契約のうち当期末で損失の発生が見込まれる受注契約が発生したため、当期より損失が見込まれる受注契約に係る損失見込額を引当計上しております。この結果、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ24百万円少く計上されております。
5. 収益の計上基準	売上高の計上は引渡し基準によっておりますが、当社でのシステムインテグレーション事業（契約金額1億円以上）については進行基準により計上しております。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法	原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。
8. 消費税等に相当する額の会計処理	税法方式によっております。
9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	

(会計方針の変更)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。なお、同会計基準および適用指針適用に伴う損益への影響はありません。

(追加情報)

保守用備品については、従来「仕掛品」、「工具器具・備品」に計上しておりましたが、ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業の拡大に伴い、金額的重要性が増したことにより、「機器及び材料」に計上することとし、当期より「機器及び材料」に振替を行っております。

振替を行った資産	
「仕掛品」	799百万円
「工具器具・備品」	1,750百万円

注記事項

(貸借対照表関係)

- | | |
|---|----------|
| 1. 子会社に対する短期金銭債権 | 168百万円 |
| 子会社に対する短期金銭債務 | 4,205百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | なし |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,484百万円 |
| 4. 子会社株式(4,285百万円)は、投資有価証券に含め表示しております。 | |
| 5. 保証債務 | 236百万円 |
| 6. 受取手形割引高・裏書譲渡高 | なし |
| 7. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している営業用車輛・事務用電子計算機一式および通信用交換機等があります。 | |
| 8. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は、150百万円であります。 | |

(損益計算書関係)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 子会社との取引高 | |
| 売上高 | 135百万円 |
| 仕入高 | 11,935百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 14百万円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 50円58銭 |
| 3. 「固定資産売却損」の内訳 | 土地 154百万円 |
| 4. 「たな卸資産整理損失」は、市場および技術の急激な変化により陳腐化したたな卸資産を一括整理したものであります。 | |

利益処分案

(単位：円)

<u>当期末処分利益の処分</u>	
当 期 未 処 分 利 益	2,868,414,241
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	39,928
計	2,868,454,169
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金	293,678,000
1株につき7円	
役 員 賞 与 金	45,000,000
(うち監査役賞与金 9,000,000円)	
次 期 繰 越 利 益	2,529,776,169

(注) 平成17年12月9日に293,710,375円(1株につき7円)の中間配当を実施しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月24日

NECネットエスアイ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 貞 彦 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 浜 田 正 継 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、NECネットエスアイ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第74期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

また、営業報告書に記載されているNECテレネットワークス株式会社との株式交換に関する後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第74期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社へ赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年4月25日

NEC ネットエスアイ株式会社 監査役会

監査役(常勤)	木 下 均	Ⓞ
監査役(常勤)	富 岡 憲 一	Ⓞ
監査役	的 井 保 夫	Ⓞ
監査役	新 野 哲 二 郎	Ⓞ

(注) 監査役 的井保夫および監査役 新野哲二郎は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

417, 128個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第74期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（25頁）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、業績も比較的安定して推移しており、ご支援を賜った株主の皆様への利益還元を実施するため、前期と同額の1株につき7円とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当を前中間比2円増配したことにより、中間配当金を含めた年間配当金は、前期に比べ1株につき2円増額の14円となります。

また、役員賞与につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役6名、監査役4名に対し、前期より8百万円（うち監査役分1百万円）増額し、45百万円（うち監査役分9百万円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の明確化を図るとともに今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的を一部追加し、号数の変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、本制度を採用するため、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 監査体制の一層の強化を図るため、監査役の員数枠を4名以内から5名以内に増員することとし、現行定款第25条（員数）について所要の変更を行うものであります。
- (4) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株主の権利の明確化を図るため、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従

い株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため、変更案第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ④ 社外監査役が職務遂行において善意でかつ重大な過失がない場合には、その責任を限定する契約を社外監査役との間で締結できることとなったため、有用な人材を確保できるよう、変更案第34条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
- ⑤ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能にするため、変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ⑥ その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ・本会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め
- ・本会社は株券を発行する旨の定め
- ・本会社は株主名簿管理人を置く旨の定め

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本公司は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>1. 各種電気通信設備、電子機器設備、電気設備及びこれらの付帯設備の建設、保守及び修理加工</p> <p>2. 土木、建築、その他工作物の建設、保守及び修理加工</p> <p>3. 医療機器の製造、販売、賃貸及び修理</p> <p>4. 前各号に関連する機材、機器、ソフトウェアの製作、販売及び賃貸</p> <p>5. 前各号に関連する調査、計画、設計、監督、技術指導、技術協力及び運営</p> <p>6. 情報通信サービス及び情報提供サービス業務</p> <p>7. 労働者派遣事業</p> <p>8. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>9. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本公司は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>情報通信ネットワークシステムの企画、構築、調整、検査及び保守</u></p> <p>(2) } (現行どおり)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 前各号に関連する調査、計画、設計、監督、技術指導、技術協力、<u>教育訓練</u>及び運営</p> <p>(7) } (現行どおり)</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>公告の方法</u>)</p> <p><u>第4条</u> 本会社の<u>公告は、日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p><u>第5条</u> 本会社が<u>発行する株式の総数は、1億株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>自己株式の取得</u>)</p> <p><u>第6条</u> 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(<u>機 関</u>)</p> <p><u>第4条</u> 本会社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>公告方法</u>)</p> <p><u>第5条</u> 本会社の<u>公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p><u>第6条</u> 本会社の<u>発行可能株式総数は、1億株とする。</u></p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 本会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の<u>1 単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 本会社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）の数を表示した株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 本会社の<u>単元未満株式を有する株主</u>（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 本会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 本会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 本会社の<u>株主</u>（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 本会社の<u>株主</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する<u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の取扱規則)</p> <p>第9条 <u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する請求の手續並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 本会社は、<u>株式について名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基 準 日)</p> <p>第11条 本会社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株式の取扱規則)</p> <p>第11条 <u>本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
<p>第12条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第14条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の要件)</p> <p>第14条 株主総会の普通決議は、<u>出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行う。</u></p>	<p>(決議の要件)</p> <p>第17条 株主総会の普通決議は、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は電子署名を行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(選任決議)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数により<u>これを行う</u>。</p>	<p>(選任決議)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって行う</u>。</p>
<p>2. (略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する</u>。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役等)</p> <p>第20条 <u>本会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、これを定める。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第23条 <u>本会社は、社外取締役との間に、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任に関して、善意でかつ重大な過失がない場合は、社外取締役の本会社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 <u>本会社は、社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="206 177 482 201">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="154 240 236 264">(員 数)</p> <p data-bbox="141 272 535 296">第25条 本会社に監査役 <u>4</u>名以内を置く。</p> <p data-bbox="154 336 255 360">(選任決議)</p> <p data-bbox="141 368 549 488">第26条 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数により<u>これを行う</u>。</p> <p data-bbox="154 560 236 584">(任 期)</p> <p data-bbox="141 592 549 679">第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時<u>に満了する</u>。</p> <p data-bbox="154 751 277 775">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="141 783 549 839">第28条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p data-bbox="141 879 362 903">第29条 (略)</p> <p data-bbox="154 943 367 967"><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p data-bbox="141 975 549 1062">第30条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数によりこれを行う</u>。</p> <p data-bbox="154 1102 362 1126">(報酬及び退職慰労金)</p> <p data-bbox="141 1134 549 1222">第31条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p data-bbox="633 177 910 201">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="580 240 661 264">(員 数)</p> <p data-bbox="566 272 960 296">第28条 本会社に監査役 <u>5</u>名以内を置く。</p> <p data-bbox="580 336 680 360">(選任決議)</p> <p data-bbox="566 368 977 520">第29条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</p> <p data-bbox="580 560 661 584">(任 期)</p> <p data-bbox="566 592 977 711">第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p data-bbox="580 751 703 775">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="566 783 977 839">第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p data-bbox="566 879 833 903">第32条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="721 975 822 999">(削 除)</p> <p data-bbox="580 1102 661 1126">(報酬等)</p> <p data-bbox="566 1134 977 1190">第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(決 算 期)</u></p> <p>第32条 本会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第33条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第34条 <u>本社は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第35条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第36条 本社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第37条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. <u>本社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第34条</u> 本会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p><u>(除斥期間)</u></p> <p><u>第35条</u> 利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>2. 第19条（任期）の規定にかかわらず平成16年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成18年開催の定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は平成18年開催の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(除斥期間)</u></p> <p><u>第38条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(削 除)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	山崎 幸雄 (昭和21年 3月15日生)	平成13年4月 日本電気(株)ITソリューションマーケティング事業本部長 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成16年4月 当社木下取締役専務付 平成16年6月 当社常務※兼SI&サービス事業本部長(現任) 平成18年3月 当社SI&サービス事業本部オフィスソリューション事業部長(現任)	1,000株
2	三輪 宏 (昭和22年 1月1日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年10月 当社執行役員※兼SI&サービス事業本部首都圏営業本部長 平成14年7月 当社常務※(現任) SI&サービス事業本部長代理 平成15年4月 当社営業統括本部長代理兼営業統括本部ソリューション営業本部長兼営業統括本部首都圏エリア営業本部長 平成17年6月 当社取締役(現任) 営業統括本部長(現任)	1,277株
3	山本 正彦 (昭和22年 10月13日生)	平成13年6月 日本電気(株)執行役員 平成15年4月 日本電気(株)ブロードバンドネットワーク事業本部長 平成16年4月 日本電気(株)執行役員常務 平成17年4月 日本電気(株)第二コンピュータ事業本部長 平成18年4月 当社顧問(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
4	藤田 起 (昭和21年 1月10日生)	平成12年4月 日本電気(株)光ネットワーク事業本部主席事業主幹 平成13年6月 NECテレネットワークス(株)代表取締役執行役員社長 (現任)	2,000株
5	六車 徹 (昭和23年 6月14日生)	平成13年4月 日本電気(株)第三ソリューション営業事業本部プロセス・CPGソリューション事業部長 平成14年4月 日本電気(株)東日本ソリューション営業事業本部副事業本部長 平成15年7月 日本電気(株)支配人 平成16年10月 日本電気(株)東日本ソリューション営業事業本部首都圏営業本部長 平成17年4月 当社常務※ 兼地域事業本部長代理 (現任) 平成17年6月 当社地域事業本部事業企画室長 (現任)	0株
6	今野幸四郎 (昭和26年 12月8日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年10月 当社ネットワーク事業本部システム事業部長 平成13年10月 当社ネットワーク事業本部ネットワークソリューション事業部長 平成14年7月 当社執行役員※ 平成15年6月 当社ネットワーク事業本部ネットワークエンジニアリング事業部長 平成15年7月 当社ネットワーク事業本部長代理兼ネットワーク事業本部事業企画室長 平成16年4月 当社常務※ 兼ネットワーク事業本部長 (現任) 平成18年4月 当社ネットワーク事業本部事業企画室長 (現任)	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
7	都 筑 一 雄 (昭和24年 2月7日生)	平成13年4月 日本電気(株)国内事業本部企業通信システム事業部長 平成15年4月 日本電気(株)ブロードバンドソリューション事業本部企業第一ソリューション事業部長 平成16年4月 日本電気(株)執行役員兼エンタープライズソリューション事業本部長 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と会社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 都筑一雄氏は、社外取締役の候補者であります。
3. ※印は当社における執行役員の役職であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 木下 均氏およびの井保夫氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。また、監査体制の一層の強化を図るため、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、新たに1名の増員を行いたく、あわせて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	小 村 正 幸 (昭和21年 10月16日生)	平成13年4月 日本電気(株)経営監査本部長代理 経営監査本部監査部長 (現任) 平成16年4月 日本電気(株)経営監査本部長 (現任)	0株
2	梅 澤 治 為 (昭和14年 3月5日生)	平成15年12月 弁護士 東京八丁堀法律事務所 (現任)	0株
3	友 田 宏 明 (昭和21年 10月3日生)	平成11年7月 日本電気(株)資材部長 平成16年4月 日本電気(株)執行役員 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と会社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 小村正幸氏、梅澤治為氏および友田宏明氏は、社外監査役の候補者であります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 馬場征彦、木原英晃および原田貞夫の3氏は任期満了により退任され、監査役 木下 均氏は辞任されます。つきましては、退任取締役3氏および退任監査役 木下 均氏に対し在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役にについては取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

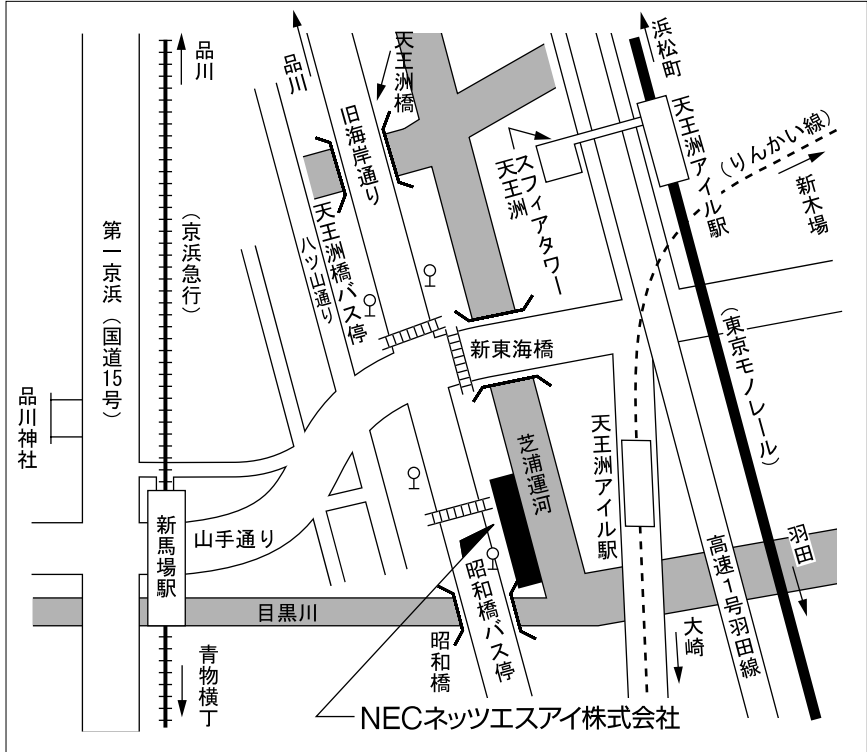
退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
馬 場 征 彦	平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 当社代表取締役（現任） 副社長※ 平成15年6月 当社社長（現任） 社長※（現任）
木 原 英 晃	平成15年6月 当社取締役 常務※ 平成16年6月 当社代表取締役（現任） 副社長※（現任）
原 田 貞 夫	平成8年6月 当社取締役（現任） 平成12年6月 当社常務※（現任）
木 下 均	平成16年6月 当社監査役（常勤）（現任）

(注) ※印は当社における執行役員の役職であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



(交通)

東京モノレール 天王洲アイランド駅下車 徒歩10分

りんかい線 天王洲アイランド駅下車 徒歩10分

京浜急行 新馬場駅下車 徒歩11分

JR品川駅より都営バスをご利用の場合

港南口（東口）③番のりばより「八潮パークタウン」行「昭和橋」下車

「品川シーサイド駅前」行「昭和橋」下車

高輪口（西口）②番のりばより「大井競馬場前」行「昭和橋」下車

※ この招集通知書は、再生紙および環境に優しい大豆油インキを使用しております。